東京都認知症対策推進会議 仕組み部会(第3回) 次 第

東京都庁第一本庁舎33階南側 特別会議室S2 平成19年12月7日(金)午後5時00分から

- 1. 開 会
- 2. 議 題
- (1) これまでの議論のまとめ
- (2) 認知症地域資源ネットワークモデル事業の取組状況について
- (3) 認知症支援拠点モデル事業の取組状況について
- 3. 閉 会

[配付資料]

東京都認知症対策推進会議 仕組み部会委員名簿

(資料1) これまでの議論のまとめ

(資料2) 認知症地域資源ネットワークモデル事業の取組状況

(資料3) 認知症支援拠点モデル事業の取組状況

(参考資料1) 第2回東京都認知症対策推進会議資料(抜粋)

(参考資料2) 個人情報の保護に関する法律(抜粋)

「東京都認知症対策推進会議(仕組み部会)」委員名簿

◎部会長

区分	氏名	所属・役職名
学識経験者	下垣 光	日本社会事業大学社会福祉学部准教授
	永田 久美子	認知症介護研究・研修東京センター主任研究主幹
	◎林 大樹	一橋大学大学院社会学研究科教授
	元橋 一郎	弁護士 (神田お玉ヶ池法律事務所)
事介護者	岡島 潤子	特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会副理事長 (株式会社やさしい手 在宅サービス事業本部居宅介護支援事業部 部長)
代家表族	牧野 史子	特定非営利活動法人介護者サポートネットワークセンターアラジン理事長
行政関係者	井上 悟	中部総合精神保健福祉センター保健福祉部広報援助課長
	尾﨑 孝	中野区保健福祉部健康・高齢担当参事
	横道 淳子	府中市福祉保健部高齢者支援課府中市地域包括支援センター包括マネジメント 担当主査

各区分において50音順

(オブザーバー)	紙崎 修		認知症地域資源ネットワークモデル事業モデル地域代表 (練馬区健康福祉事業本部福祉部参事(介護予防課長事務取扱))		
	石坂 修		認知症地域資源ネットワークモデル事業モデル地域代表 (多摩市健康福祉部高齢福祉課長)		
	井上 信太郎		認知症支援拠点モデル事業補助事業者連絡会代表 (有限会社心のひろば代表取締役)		
	丸山	茂生	認知症地域資源ネットワークモデル事業委託事業者 (株式会社タイム・エージェント客員研究員)		

「東京都認知症対策推進会議(仕組み部会)」幹事名簿

氏名				所属
諏 訪 彰 弘			弘	警視庁生活安全総務課生活安全対策管理官
村	田	由	佳	福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課長

これまでの議論のまとめ

第2回仕組み部会

1 開催日時

平成19年10月2日 (火) 16:00~18:00

- 2 報告内容及び主な意見
- (1) 第1回仕組み部会の議論のまとめ
 - ○第1回仕組み部会での議論について事務局から説明。特に「認知症支援拠点モデル事業」については、以下の意見が出されたことを確認した。
 - ① 都における事業者主体型の生活支援策の構築・普及のために、ア、事業者の 所在する地域の強み、弱み、イ、取組に要した人的・金銭的コストについて整 理し、これを見据えた上での展開とその過程の明確化が必要。
 - ② 家族を支援する場合は、家族会のマネジメントなど、認知症の本人を支援する場合とは違うスキルが必要となる場合がある。
 - ③ 事業を継続するためには、モデル事業終了後も活動を担う新たな組織、チームを2ヵ年で育てるという方向性が必要。

⇒主な意見一なし

- (2) 認知症地域資源ネットワークモデル事業の取組状況について
 - ○練馬区と多摩市から取組の進捗状況について説明

⇒主な意見

- ・コアチームの重要性について
- ◆活動が見えやすい認知症コーディネート委員会も重要だが、取組を実質的に動か しているチームが一番本質のものではないかと思う。その働きや企画のノウハウ を表に出していくと、他の自治体にも参考になる。
- (3) 認知症支援拠点モデル事業の取組状況について
 - ○グループホームなごみ方南、地域ケアサポート館福わ家から取組の進捗状況について説明
 - ⇒主な意見(特に、地域ケアサポート館福わ家の取組について)
 - ・地域包括支援センターを始めとする地域資源の活用について
 - ◆既存のサービス類型にないプラスアルファの取組を行うので、地域資源との連携 を始めから念頭においておいた方が良い。

- ◆地域包括支援センターと連携し、モデル事業者としての役割を明確にした上で展開して欲しい。
- ◆潜在化しているニーズを顕在化するためには、介護サービス事業者だけの繋がりで はなく、郵便局やスーパーなどの生活関連の事業者との連携も重要。

・家族会のあり方

- ◆家族会をマネジメントする人材(家族をサポートする人材)が家族会の発展には不可欠。
- ◆専門職が中心になって作り上げると継続しないことが多い。ボランティア等の協力 を得ながら、適当な時期に家族にも役割を分担してもらえばどうか。

第2回認知症対策推進会議

1 開催日時

平成19年11月6日(水) 16:00~18:00

- 2 報告内容及び主な意見(仕組み部会に関するもの)
- ○第1、2回までの仕組み部会における検討状況を「参考資料」に基づき報告。 ⇒主な意見

・2つのモデル事業のあり方について

- ◆「認知症地域資源ネットワークモデル事業」も「認知症支援拠点モデル事業」も共に動き始めたばかりであるが、「支援拠点モデル事業」については、拠点だけが動くのではなくて、常に自治体の取組も連動させることが大切。
- ◆双方のモデル事業がそれぞれの成果を吸収し合いながら進めていくことにより、一 層発展的に仕組みが構築できるのではないか。

・認知症サポーター養成講座の展開について

◆モデル事業の一環として認知症サポーター養成講座を開催している自治体、事業者もあるが、サポーターを養成して終りではなく、サポーターが認知症の人と家族を支えるためのネットワーク作りや、拠点となる事業者と連携することによって、認知症の人と家族の支援に入っていけるかが重要である。今後はサポーター養成と、それが実践につながるような展開を期待したい。

認知症地域資源ネットワークモデル事業の取組状況

「練馬区」の取組に関する状況報告

1. 第1回認知症コーディネート委員会

事前準備

【step1】 モデル事業実施に向けた事前打合せ(9月18日(火))

■趣旨及び参加者

・東京都、練馬区、㈱タイム·エージェント、コーディネーター、コーディネート委員 (学識経験者等)が顔合わせを行い、今後のモデル事業の展開について意見交換

■今後の進め方

- ・地域資源マップ、徘徊SOSネットワークの構築、家族会育成等のネットワーク化といった主要な取組について、2年間のモデル期間で必要とされる成果を確認するとともに、区における住民ワークショップや事業者会と、認知症コーディネート委員会との連携のあり方について検討した。
- ・認知症コーディネート委員会は、委員が頻繁に顔を合わせ相互の意思疎通を円滑に 行うため、月1回の開催とすることとした。
- ・㈱タイム・エージェントの本モデル事業における大きな役割として、①現状と2年間のスケジュールを勘案した進行管理、②具体的な取組の中身に関するアドバイスやノウハウの提供、③会議録作成や謝礼の支払いといった事務的支援であると確認した。

【step2】 第1回認知症コーディネート委員会事前検討会(9月20日(木))

■参加者

・練馬区、㈱タイム・エージェント、(東京都)

■議題

・「第1回認知症コーディネート委員会」の進行、委員長の選出方法等について検討

■今後の進め方

- ・コーディネーターには、認知症ケアという専門的見地から助言をいただき、区事務 局はあくまでもオブザーバーという立場で委員会に臨むこととした。
- ・今後は、毎回のコーディネート委員会の3週間前を目途に、練馬区、コーディネート委員学識経験者等、㈱タイム・エージェントで構成される「事前検討会」を開催し、 さらにその前に区事務局での事前打合せを設けることとした。

第1回認知症コーディネート委員会の開催(10月1日(月))

■場所

・練馬地域包括支援センター豊玉支所(モデル的エリアの拠点)

■議題

- ・事務局から本モデル事業の概要説明、練馬区におけるこれまでの認知症に関する施策に ついて説明
- ・各委員からの、自己紹介、ご自身の立場、認知症との関わりにおいて気付いた点について意見交換

■主な意見

- ○認知症の人が公共交通機関等を使用して遠くに行ってしまうことがある。駅員やバス運転手などの交通機関との連携はできないか。
- ○個人情報保護と見守り体制の両立、その前提として広く認知症への理解を深めることが 必要。
- ○発見や見守りに関しては、民生委員が大きな役割を果たしている。
- ○通勤・通学者や幼少期を過ぎた子育て世代なども地域の見守りに協力できないか。
- ○地域包括支援センターとしても、プライバシー等の関係で調査・訪問を拒否する方もいる。また、健診に参加しない方や一人暮らしで閉じこもりがちな方など、情報として把握しづらい方の「見えないニーズ」にどう対応するかが重要である。
- ○地域の「とまり木」のような、高齢者、民生委員、老人クラブ、町会などの人たちが集まりやすい居場所・スペースも必要である。

2. 第2回認知症コーディネート委員会

事前準備

【step1】 モデル的エリア現地踏査(10月16日(火))

■参加者

・練馬区、コーディネーター、コーディネート委員 (学識経験者等)、東京都

■内容

・区の施設や介護サービス事業者等の様子の確認、また公園等区民が立寄りがちな場所 を視察した。

【step2】 第2回認知症コーディネート委員会事前検討会(10月24日(水))

■参加者

・練馬区、㈱タイム・エージェント、コーディネーター、コーディネート委員(学識経験者等)、(東京都)

■議題

- ・「第2回認知症コーディネート委員会」での配布資料の確認及び議論の進め方について検討
- ・情報紙「ふれあいつうしん"ねりま"第1号」の内容の検討、関係機関や地域内の事業者に対する働きかけの進捗状況の報告

■今後の進め方

・第1回委員会においては各委員がそれぞれの立場で自由に発言した。年内の委員会においては、各委員が認知症に関する地域での課題に対して共通認識を持つことを目的に、あまり制約を設けずに自由な発言を求め、そこから今後の検討材料や情報を把握していくこととした。その後はテーマを決めて議論をする予定である。

第2回認知症コーディネート委員会の開催(11月16日(金))

■場所

・練馬地域包括支援センター豊玉支所(モデル的エリアの拠点)

■議題

・練馬区の現在の認知症に関する取組み、相談・医療体制、モデル的エリアの現状などに ついて説明

■主な意見

- ・前回の議論を踏まえ、意見交換を行った。
- ・主な意見は以下のとおりである。

<家族会について>

- ○家族会を当事者だけで運営するのは難しいのではないか。何らかのサポートが必要で ある。
- ○介護サービス事業者によっては家族会を運営しているものもある。これらの家族会へ アプローチしていくことによって、事業者を地域から孤立させないことも大切である。

<ボランティアについて>

- ○ボランティアは行政や関係機関の手が届かないところにも支援してくれる存在である。地域資源の中でボランティアの育成、活用という視点を加えて欲しい。また、ボランティア同士のネットワーク構築ができればいいが。
- ○ボランティアにしろ家族会にしろ、それだけで全てを抱えることは困難であるので、 ケアマネや地域包括も含め、いかにチームとしてケアしていくかが課題である。

<ネットワーク構築について>

- ○モデル的エリアには外からの転入者や事業者も多いので、ネットワークに取り込んだ 後の継続的な働きかけが必要である。
- ○個人の商店ではなく商店街という単位で体制を組めば、見守り体制も強固なものになる。
- ○認知症サポーター等も、その次に何をしたらいいのか分からないのではないか。具体 的に示しながらネットワークを維持していくことが重要である。

(第3回委員会は12月21日(金)の開催を予定)

3. その他の取組

(1) モデル的エリア内介護サービス事業者との連携

- ・10月17日(水)、モデル事業への協力依頼及び「事業者アンケート」を配布。
- ・10月22日(月)以降、アンケート回収とともに個別ヒアリングを実施。随時コーディネーター及びコーディネート委員が同行。
- ・アンケート集約結果の分析、課題抽出を行い、20年1月を目途に第1回事業者会を開催予 定。

(2) 認知症サポーター養成講座の実施

- ・モデル的エリアを中心に「認知症サポーター養成講座」を展開。養成されたサポーターに 対してワークショップへの参加を募集。
- •11月15日(木)中村地域集会所、11月22日(木)豊玉デイサービスセンター、11月27日(火) 豊玉高齢者センターで実施。

(3)「ふれあいつうしん"ねりま"第1号」の配布(11月13日(火))

■目的

- ・本モデル事業や区の認知症対策についての区民への周知
- ・今後掘り起こしていくことが必要となる「地域資源」に対するアプローチ

■主な内容

・第1号は、情報紙発行の目的、モデル事業の内容、モデル事業と関連する区の認知症への 取組、第1回認知症コーディネート委員会の報告等

■配布先

- ・区内に約2,000部を配布
- ・配布対象 ①区の施設 区役所、地域包括支援センター4 (19支所)、保健相談所6、図書 館11、高齢者センター3、敬老館9、敬老室22
 - ②モデル的エリア内 介護サービス事業所20、医療機関(病院2、診療所25、 歯科26)、小中学校6、老人クラブ8、民生委員35名等に配布。 また、回覧板の使用を前提に8町会に配布した。

4. 19年度のスケジュール(案)

第1回

10/01(月)

●「現状を知る」「共通理解を醸成する」

- ・認知症やその取組について
- ・認知症の方を支える「地域資源」とは

第2回

11/16(金)

第3回12/21(金)

●「仕組み」「地域資源」を考える

- ・認知症の取り組みに関する「地域資源」を整理・発掘し てみる
- ・地域資源の「役割」を考える
- ・地域資源「相互の結びつき・ネットワーク」を考える
- ・ワークショップ、事業者会等の状況報告

第4回

01/25(金)

第5回 02/22(金)

●「仕組み」「地域資源」の課題を挙げ、整理する

- ・検討・挙げられた「仕組み」「地域資源」の材料をもと に、ネットワーク化やマップづくりも念頭に置いた課題 を整理
- ・ワークショップ、事業者会等の状況報告
- ・来年度の活動計画案報告

第6回

03/28(金)

●「平成19年度まとめ」

- ・課題とりまとめ報告
- ·20年度活動計画報告
- ・ワークショップ、事業者会等の状況報告
- ・ 2か年度にわたるモデル事業期間のうち、平成19年度は、各委員間における共通認識の醸成からスタートし、「課題のとりまとめ」と「次年度の活動計画とりまとめ」が検討の柱となる。

「多摩市」の取り組みに関する状況報告

1. 第1回認知症コーディネート委員会

事前準備

【step1】 モデル事業実施に向けた事前打合せ(9月19日(水))

■趣旨及び参加者

・東京都、多摩市、㈱タイム・エージェントが顔合わせを行い、今後のモデル事業の展開について意見交換

■今後の進め方

- ・多摩市においては、19年度は「地域資源マップ」作成を先行して取組み、モデル的エリアの現状を認識した上でその他の取組を行っていくこととなった。
- ・毎回の認知症コーディネート委員会に先立ち、コーディネート委員会委員長、多摩 市、(株タイム・エージェントとでコアミーティングを開催し、委員会の議題や進行、 配布資料についての確認を行うこととした。
- ・委員会の議題に応じて、適宜東京センターからのオブザーバーや市民委員もコアミーティングに招くこととし、第1回の委員会にあたっては、事前に市民から情報収集を行って会議の方向性、議論の進め方を決めていくこととした。

【step2】 市民委員への事前インタビュー(9月25日(火)、10月9日(火))

■趣旨及び参加者

・多摩市とコーディネート委員会委員長とで市民委員に対する事前インタビューを実 施

■インタビューの結果

- ・地域から見た認知症に関する現状、課題は、
- ①地域で身近に感じている認知症の人は比較的「初期」の人である
- ②地域では初期の認知症の人への支援に向けた取組みをしている人も見られる
- ③地域住民は、近所づきあいだけではなくサークル活動等の幅広いネットワークで 繋がっている
- そのため、今後の市の取組みのイメージとして、
- ①特に初期の認知症の人への取組を強化する必要がある、
- ②マップに関しては、初期の認知症の人を対象とし市民が活用できるものにする、とした。

【step3】 第1回認知症コーディネート委員会コアミーティング(10月16日(火))

■参加者

・コーディネート委員会委員長、多摩市、㈱タイム・エージェント、(東京都)

■議題

・ 「第1回認知症コーディネート委員会」の進め方及び配布資料について検討

■主な意見

- ・今後の「認知症コーディネート委員会」の運営とモデル事業への取組みについて、 以下の意見が出された。
- ○「認知症コーディネート委員会」で具体的な事項を決定していくのは難しいと思われるので、実行部隊である事務局(市、学識経験者(コーディネート委員会委員長)、 (株タイム・エージェント)が活動し、委員会に提起していくことになるだろう。
- ○モデル的エリアの住民にはこれまでに構築されたネットワークなどの財産があるので、そこに新たな枠組みを落とし込むのは抵抗があるのではないか。「地域資源マップ」に関しても、既存のネットワークをどう活かしていくかという考えで進めたい。
- ○そのためには、いろいろな立場の人がこれまでやってきたことを掘り起こしていく ことが、今やるべきことではないか。
- ○モデル事業への取組については、仮に上手くいかなかったことがあっても開示して いき、それ自体一つのケーススタディとしていきたい。こういったプロセスが今後 の認知症施策に有用になってくるだろう。

【step4】 モデル的エリア現地踏査(10月26日(金))

■参加者

・コーディネート委員会委員長、多摩市、㈱タイム・エージェント、(東京都)

■内容

・モデル的エリア内の関係機関(多摩市社会福祉協議会諏訪支部、諏訪いきがいデイサービスセンター)を訪問し、担当者から現状についてヒアリングを実施。

第1回認知症コーディネート委員会の開催(10月29日(月))

■場所

・ベルブ永山

■議題

- ・事務局から本モデル事業の概要説明、多摩市におけるこれまでの認知症に関する取組に ついての報告
- ・各委員からの、自己紹介、ご自身の立場、認知症との関わりにおいて気付いた点について意見交換

■主な意見

- ・「当事者(認知症の方やその家族等)の視点」「各専門分野からの視点」「事業者の視点」 「一般市民等の視点」など、それぞれの立場による意見があった。
- ・主な発言の要旨は以下のとおりである。
- <当事者(認知症の方やその家族等)の視点>
- ○市役所や地域包括など、本人が一番行きやすい窓口に周囲がつなげていくことが解決 への第一歩である。

<各専門分野からの視点>

- ○病気であるという観点で見てもらえないのが認知症で、だから理解もされにくい。
- ○法曹界との連携も重要である。

<事業者の視点>

- ○ヘルパーであっても、認知症の人を「怖い」と思っている人が実は多い。
- ○認知症の人を「見守る」という言葉からは重い印象を受ける。見守りにあたって必要なのは、周囲の気付きであったり、地域包括支援センターの役割等を皆が理解することである。

<一般市民等の視点>

- ○重度の人は介護・医療等が重点となるので、軽度の人やボーダーラインあたりの人に 対し、どう支援していくかが課題である。
- ○新しく地域に入ってきた住民にはネットワークが無く、地域で支えるのは難しい。

(第2回委員会については、12月中の実施を予定)

2. 第2回認知症コーディネート委員会

事前準備

第2回認知症コーディネート委員会コアミーティング(11月20日(火))

■参加者

・コーディネート委員会委員長、多摩市、㈱タイム・エージェント、(東京都)

■議題

- ・「第2回認知症コーディネート委員会」の配布資料及び情報紙について検討
- ・議論の方向としては、次の点を予定
- 認知症に対する正しい理解をどう広げていくか。
- 早期発見・早期診断にどうやって結びつけていくか。
- 地域の様々な関係機関の連携をどう図っていくか。
 - ~地域資源・社会資源をどう繋げて本人と家族を支援していくか。

3.19年度のスケジュール(案)

●「現状を知る」「共通理解を醸成する」(10月29日) るべ ・当事者(認知症高齢者やその家族等)の視点で (不安・心配な点は? /良い(良くなった)点は? / き姿 ・地域の支援体制としての視点で (地域医療の支援、連携 /サポーター等地域の支援体制 情報交換 ・第三者の視点で (現状を知るためには /何ができるか / ・地域資源のあれこれ ●「地域資源」「結びつき・ネットワーク」を考える(12月13日予定) ・多摩市(諏訪地区)認知症の方を支える「地域資源」とは デ (人・拠点 /民間・公共 /個人・組織 / ル事業や成果づ ・各「地域資源」のできること・役割 (日常のなかで /緊急時・もしもの時に / 連携・結びつき・ネットワーク (連携による相乗効果 / くり 以外 ●「地域資源を表現する」「総合課題を考える」 ・地域資源マップ案検討 (当事者・家族にとって / 支援者にとって / 一般市民・地 域にとって / ・マップ等情報の使いやすさ (必要な情報が盛り込まれているか /わかりやすいか / ・地域資源・ネットワークなど、地域を巻き込む課題検討 ●「マップ検討」「課題と今後の取り組みを考える」 ・地域資源マップ案検討 ・認知症の方を支援するための今後の課題総合検討 4 ・来年度の取り組み内容検討

認知症支援拠点モデル事業の取組状況

1. 至誠キートスホーム (介護老人福祉施設) 立川市·(社福)至誠学舎立川

地域コーディネーターの役割

- ○地域の関係機関と連携し、モデル事業の実施に向けた事前調整。
- ○本事業の推進委員会(市、市社協、市民、キートス職員で構成)を開催し、事業計画について検討。19年度3回開催予定。

19年度の取組

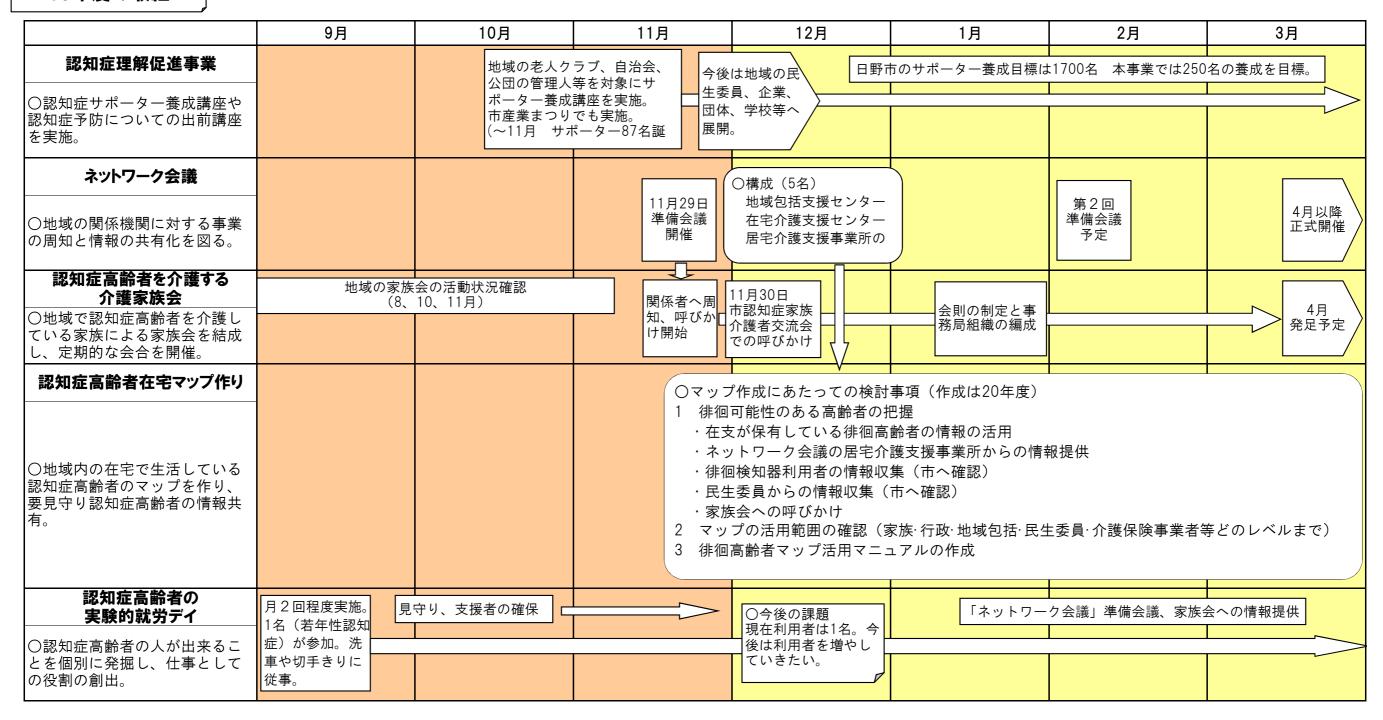
	T	T	T		T	Т	T
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
認知症支援ボランティア講座 ○地域で生活している認知症高齢 者を理解し、支援の出来るボラン ティアを養成。	チラシ配布、市報、 社協の広報誌に掲載。市が養成した認知症サポーターにも声かけ。	第1回講座の内容 月3日(水)講義「認知症 11日(木)報告「認知症 17日(水)現場実習 24日(木)活動報告「地 活動を展開す 登時間 いずれも13:30~1 口者 16名(定員20名)	について」 介護体験」 域でサロン る」 15:30	古果の分析 参加者の傾向 を療証をしている 「介約4年数 「介護をではないと、「介約4年の 「介が予とのでは、「介約4年のでのでのでは、「ののでででででででででででででででででででででいる。」では、「大いででででででいるが、はないでででででいるが、はないでででででででででででででででででででででででででででいます。 「一番でのでは、「一番でのでででででできませば、「一番でのででででできませばい。」では、「一番ででできませば、「一番ででできます。」では、「一番ででできます。「一番ででできます。」では、「一番ででできます。」では、「一番でできます。」では、「一番できます。」は、「一番できます。」では、「できます。」は、「できます。」は、「できままます。	式の人 いか。 ばかり モイア	(全4回) 地域に住む認 方法を学びます についての講 告〉施設での現 日(水)・11日(オ (水)、午後1時30 養護老人ホーム (幸町4-14- 回9月10日から 全(538)2323~ 務係・内線478	ボランティア講座 知症の方を支援する。内容は♪認知症 ・内容は♪認知症 ・シ介護者の体験報 場実習など園10月3 ト・17日(水)・24日 分~3時30分四特別 至誠キートスホーム 1)國20人(申込順) 至誠キートスホーム 園市高齢福祉課庶
介護者教室 ○認知症高齢者の介護者を対象とした講演会や学習会を開催し、介護者を支援する。		○周知 立川市第5地区民生委 会、地域包括主催の小 ア会議で案内。地域の 員へは個別に打診。	員協議 地域ケ 民生委 介護体駅	1日(水) の会」(練馬認知症 族の会)代表を招き の報告とアドバイス 参加者8名のところ		2月13日 or14日 第2回 開催 予定	(19年9月10日号)
認知症支援事例研究		○周知)11月28日 (水)		2月20日	
○関係機関の専門職を対象に事 例研究を実施し、相互理解と関 係者のネットワークを形成。		立川市第5地区民生委協議会、地域包括主催 小地域ケア会議で案内	見 の 2	民宅介護支援事業所のケアマネ2 日から、GH入所のケースと在宅での支援についての検討を提案。 対加者33名。		第2回 開催 予定	
地域懇談会 ○地域で認知症の人を支える仕組みを作るため、関係機関の相互理解と連絡が取れる関係を作る。	○事業案内 自治会連合会、 幸町支部で挨拶		○認知症につい 案内 11月以降、保育 小学校、老人ク 自治会等に声か	園、幼稚園、ラブ連合会、		人会 構成 会」	治会、民生委員、老 、こども会関係者で される「地域懇談 において、認知症に て話し合う予定。開
サロン活動 ○公民館や個人の家等を活用 し、身近なところで見守りや交流の場を実現する。							○認知症支援ボラン ティア講座で養成し た人材を活用して展 開予定。

2. グループホームきずな (認知症対応型共同生活介護) 日野市・(社福)創隣会 <在宅介護支援センターあいりん併設>

地域コーディネーターの役割

- ○地域の関係機関と連携し、モデル事業の実施に向けた事前調整。
- ○認知症サポーター養成講座、出前講座における講師役。
- ○市との事業検討会(毎月実施)に参加し、本事業についての情報提供、市の施策と本事業との調整を行う。

19年度の取組



3 その他3事業者の取組状況について

グループホームかたらい(認知症対応型共同生活介護) 世田谷区・(NPO) 語らいの家

1 あんしん生活マップ

○「認知症サポーター」を中心に、地域の認知症サポーターがどこにいるか、認知症の人が安心して買い物が出来る商店、認知症をサポートできる医療機関等のマップを作成し、認知症の人や家族に配布する。

⇒8月以降地域で開催された「認知症サポーター養成講座」(計5回開催、サポーター延べ 185 人を養成)において、アンケートを実施しマップ作成の協力者を募った。その結果、28名が協力の 意向を示した。

マップの体裁については、地図または便利帳のようなものを考えている。11月15日(木)に第1回の検討会を実施し、以降月2回のペースで検討を行い、4月には完成、配布予定。

2 サロン日ようび

〇日曜日休業のデイを活用して、「認知症サポーター」を中心に無償ボランティア、看護師等によるサロンを実施する。

⇒「あんしん生活マップ」と同様に認知症サポーター養成講座において、ボランティアの協力者 を募った。協力の意向を示したものは12名。

10月7日(日)以降、ほぼ毎週実施している。利用者は、普段のデイの利用者2名が10時から16時まで利用しているのが専らである。ボランティアは1~3名程度が参加している(その他、デイの介護スタッフ、看護師も加わっている。)。

しかし、サポーター養成講座受講者がすぐにボランティアに参加して、ケアの実践を行うのは難 しく、今後はサポーターをどのように育成し、担い手として認知症の人を支援できる人材にするか が課題である。

3 家族会の開催

○ デイや地域の区民集会所を使い、月1回程度専門の医師等を招いて介護相談等を実施する。 ⇒10月6日(土)、11月10日(土)に実施。

10月6日は4名の参加があり、精神科の医師を招いて相談を受け付けた。参加者のうち3名は普段のデイの利用者の家族で、1名は地域の方であった。今後は12月と2月に開催予定。

グループホームなごみ方南(認知症対応型共同生活介護) 杉並区・(株)大起エンゼルヘルプ <ケア24(地域包括支援センター)方南併設>

1 会食会(多楽福会)

○毎月1回グループホームに地域の方を招き会食会を開催する。その際、認知症の勉強会やグループホームについての説明を行うと同時に、区の保健師や地域包括支援センター職員も招いて相談にも対応する。

⇒第2回は、区の保健師を招いて10月19日(金)に実施。

参加者は 10 名程度であるが、区のあんしん協力員(ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークのボランティア)、地域の家族会等のボランティアの協力もあった。今後は地域包括が把握している在宅高齢者へのアプローチも試みたいが、当面は現在の手法を定着させたい。

12 月以降も毎月実施の予定。

2 地域交流(手作りプランターの設置)

○施設の入居者・利用者と地域住民の相互協力により、近隣の通路や公園等へ手作りプランターを 設置する。

⇒11月11日(日)に実施。

事前にプランターを 200 個準備した。参加者は 12 名で(町会からは 4 名参加)、プランターを麻ひもで結わえ、土を盛る作業を行った。地域への配布は施設職員が行い、60~70 個を配布した。

地域ケアサポート館福わ家(小規模多機能型居宅介護) 青梅市・(有)心のひろば

1 認知症緊急時対応サービス

○小規模多機能型居宅介護のメリットを活かし、24 時間対応の認知症相談窓口(相談対応職員1名) を設置する。青梅市を対象に、電話による相談の受付、場合により訪問相談を実施する。

☆第2回仕組み部会では、本サービスにおける地域包括支援センターとの役割分担、連携の仕方について、今後検討して欲しい旨の意見が出されている。

⇒1 サービスの周知

- 10月3日 青梅市地域包括支援センター会議(市主催)において周知
- 10月23日 青梅市事業者連絡会(市主催)において周知
- 10月31日 認知症サポーター養成講座にてチラシ配布
- 11月7日 青梅市地域包括支援センター会議に出席、地域包括との連携のあり方について協議。
- 2 相談受付状況
- 10月30日 電話にて事業所職員より相談あり。
- ⇒地域包括(主任ケアマネ)が対応すべき案件か?
- 3 今後の対応

「福わ家」所在地を所管エリアとしている地域包括と、本事業についての役割分担(案) を作成し、市地域包括支援センター会議において示していきたい。

2 教育・啓蒙活動

○①地域住民への啓蒙のためのパンフレットの作成、②単身高齢者世帯の多い地域や集合住宅等へ 出張して講座を開催、③地域の介護従事者向けに認知症介護の知識を付与し、対人援助技術を向上 させる。 ⇒「パンフレット作成準備委員会」は組織化できず。施設の「運営推進会議」をモデル事業の検討会と位置付け(会議規則を改正)、その中でパンフレットについても検討していきたい。なお、12月の「サービス提供責任者連絡会」において、認知症についての講座を行う予定である。

3 認知症支え合う家族会「はぁーとサロン」

○介護者家族がセンター方式を活用して認知症の理解を深めることで、精神的負担の軽減と介護の 質を向上させる。

⇒10月24日 第1回家族会を開催。

「福わ家」の利用者の家族(登録 22 名)に声をかけたが、参加者は4名だった。介護体験者として、「青梅ネット認知症家族の会」代表の長谷川氏を招き、ご本人の介護の経験を伺った後、本モデル事業の説明とこれからの家族会のあり方について意見交換を行った。今後は「福わ家」だけではなく市内全域に声をかけていく予定である。

仕組み部会における検討状況

検討項目及び開催実績

1 当部会における検討項目

認知症の人と家族に対する「面的」仕組みづくりの具体化

2 開催実績

(第1回) 平成19年8月8日(水) 15時30分~17時30分

(第2回) 平成19年10月2日(火) 16時~18時

具体的な検討状況

報告事項

◇ 認知症生活支援モデル事業の概要と取組状況

○ **認知症地域資源ネットワークモデル事業**(区市町村主体)

様々な社会資源が連携した認知症支援を進めるモデル地区(2 区市)を選定し、都がその取組を支援して、当該地区の認知症支 援対策を推進(2年間)。

・各モデル地区(練馬区、多摩市)の現況、これまでの認知症への 取組、モデル事業の取組状況(認知症コーディネート委員会の構成、 区市の推進体制、今後の進め方について)

【参考資料 1】

図知症支援拠点モデル事業(事業者主体)

地域において認知症高齢者に対する支援を行っている介護サービス事業者の自主的な取組をモデル的に実施し、認知症の人とその家族が安心して暮らし続けられるまちづくりを推進。5事業者に対して2ヵ年を限度に補助。

・各事業者の取組計画の報告 【参考資料 2】

主な意見

- 事業の継続性、汎用性とプラスアルファの取組であるという特色に着目 した意見が多く出された。
- 1 認知症地域資源ネットワークモデル事業
- ◆コアチームの重要性
- ・活動が見えやすい認知症コーディネート委員会も重要だが、取組を実質 的に動かしているチームが一番本質のものではないかと思う。その働きや 企画のノウハウを表に出していくと、他の自治体にも参考になる。
- 2 認知症支援拠点モデル事業
- (1) 他事業者への取組の普及のために
- ・地域における長所や課題・問題点を整理し、これを見据えた上での展開 とその過程の明確化が必要。
- ・今回の取組にあたっての人的、金銭的なコストについても並行して整理 すること。
- ・2年間で取組を終了させるのではなく、次に担ってくれる組織やチームを2年間で育成する、という視点で取組んで欲しい。

(2) 地域資源の活用

- ・既存のサービス類型にないプラスアルファの取組を行うので、地域資源との連携を始めから念頭においておいた方が良い。
- ・地域包括支援センターと連携し、モデル事業者としての役割を明確にした上で展開して欲しい。
- ・潜在化しているニーズを顕在化するためには、介護サービス事業者だけ の繋がりではなく、郵便局やスーパーなどの生活関連の事業者との連携も 重要。

(3) 家族会のあり方

- ・家族会をマネジメントする人材 (家族をサポートする人材) が家族会の 発展には不可欠。
- ・専門職が中心になって作り上げると継続しないことが多い。ボランティア等の協力を得ながら、適当な時期に家族にも役割を分担してもらえばどうか。

個人情報の保護に関する法律(抜粋)

(平成十五年五月三十日法律第五十七号)

第一章 総則(第1条—第3条)

第二章 国及び地方公共団体の責務等(第4条―第6条)

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針(第7条)

第二節 国の施策(第8条―第10条)

第三節 地方公共団体の施策(第11条一第13条)

第四節 国及び地方公共団体の協力(第14条)

第四章 個人情報取扱事業者の義務等

第一節 個人情報取扱事業者の義務 (第15条—第36条)

第二節 民間団体による個人情報の保護の推進(第37条―第49条)

第五章 雑則 (第50条—第55条)

第六章 罰則 (第 56 条—第 59 条)

附則

(目的)

第1条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- 2 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように 体系的に構成したものとして政令で定めるもの

- 3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の 用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
- 一 国の機関
- 二 地方公共団体
- 三 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十九号)第二条第一項 に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)
- 四 地方独立行政法人(地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号) 第二条 第一項 に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)
- 五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者
- 4 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 5 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の 訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのでき る権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他 の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内 に消去することとなるもの以外のものをいう。
- 6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(利用目的の特定)

- 第15条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的 (以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。
- 2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の 関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

- 第16条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ない

- で、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を 得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を 遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることに より当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第17条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

- 第18条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、 本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、 財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(第三者提供の制限)

- 第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意 を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を 得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を 遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることに より当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
- 二 第三者に提供される個人データの項目
- 三 第三者への提供の手段又は方法
- 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変 更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に 置かなければならない。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適 用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
- 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- 三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内

容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(利用停止等)

- 第27条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが 第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反し て取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は 消去(以下この条において「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その 求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞 なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有 個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが 困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置を とるときは、この限りでない。
- 2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若 しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定 をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部 について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決 定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第28条 個人情報取扱事業者は、第二十四条第三項、第二十五条第二項、第二十六条 第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部につい て、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知 する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

